

福祉サービス第三者評価制度の概要

(島根県健康福祉部地域福祉課)

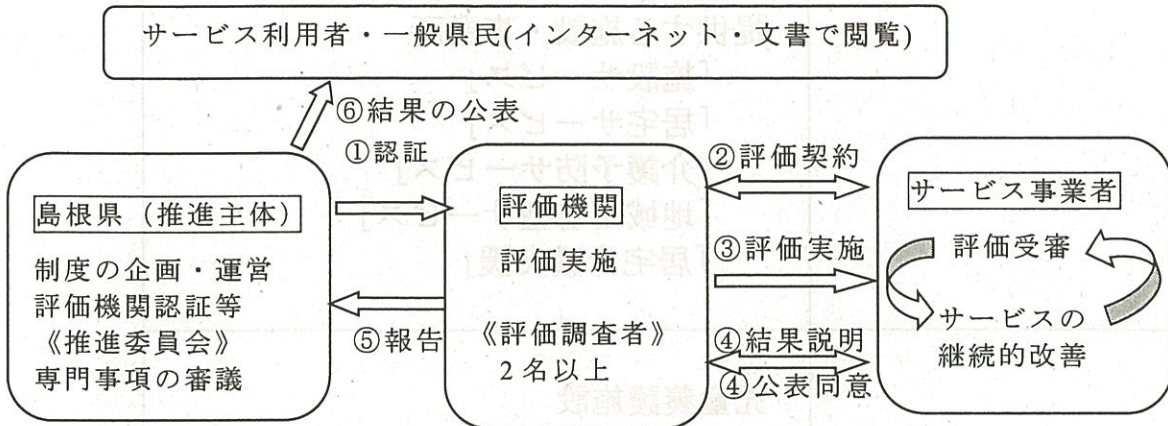
福祉サービス第三者評価とは・・

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組みです。

《目的》

- (1)福祉サービスの質の向上～事業者が、評価を通じて課題を把握・共有し、サービス改善
- (2)利用者への情報提供～評価結果の公表により、利用者のサービス選択に資する

《評価のながれ》



《これまでの経緯》

- 平成 12 年 4 月 社会福祉法改正（社会福祉基礎構造改革）「福祉サービスの質の評価」
- 平成 16 年 5 月 福祉サービス第三者評価に関する国の指針発出
- 平成 17 年 4 月 国の指針を受け、本県で事業開始（評価は 10 月から開始）
- 平成 24 年 4 月 **※社会的養護関係施設の受審を義務づけ[3年に1回]**
(※児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- 平成 27 年 4 月 保育所の受審を努力義務化(平成 27 年度から5年間で全て受審を目標)
- 平成 29 年 6 月 規制改革実施計画：介護サービス分野の第三者評価の改善
- 平成 30 年 3 月 国指針改定(サービスの質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審促進)
厚労省から第三者評価の留意事項通知発出（高齢者分野、障がい分野）
→施設等利用者への重要事項説明に、「第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示状況）」を追加

《本県の状況》

- 評価対象サービス：介護サービスについて、広く対象とするよう県の要綱を改正
- 評価機関・6機関（評価料金～概ね1件当たり30万円程度）

※島根県の第三者評価制度の詳細、評価結果は県のホームページに掲載していますので御確認のうえ、今後の受審について御検討ください。

(島根県 HP)

- ・島根県トップ > 医療・福祉 > 地域福祉 > 福祉サービス第三者評価 > しまねの福祉第三者評価
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/service_hyouka/gaiyou.html

(その他の参考となる HP)

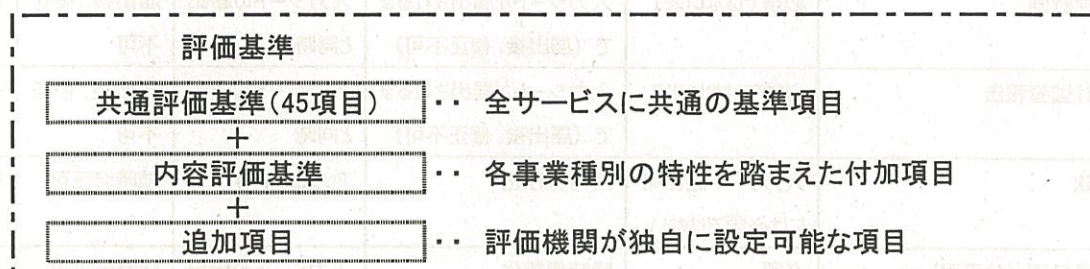
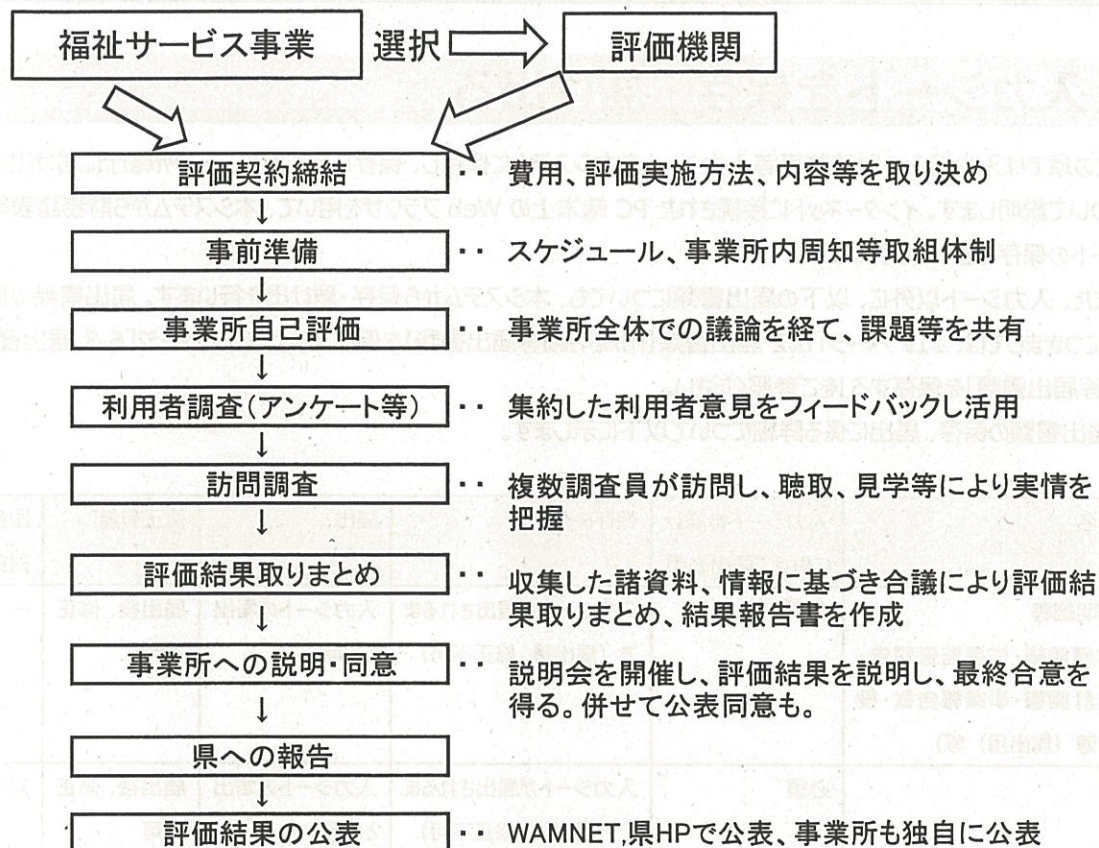
- ・全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業
<http://shakyo-hyouka.net/social4/>

福祉サービス第三者評価対象サービス（島根県）

平成31年4月1日現在

<p>高 齢 者</p>	<p>特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」 「居宅サービス」 「介護予防サービス」 「地域密着型サービス」 「居宅介護支援」</p>
<p>児 童</p>	<p>児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く） 児童地域型保育事業所 乳児院 自立援助ホーム 児童心理治療施設 児童自立支援施設</p>
<p>障 が い</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所</p>
<p>保 護</p>	<p>救護施設</p>

福祉サービス第三者評価の標準的な流れ



評価機関名	所在地		評価実施事業
(有)保健情報サービス	683-0804	米子市米原2丁目7番7号	全分野
(有)ケアオフィス	697-0063	浜田市長浜町1435	高齢分野、社会的養護関係施設を除く
(株)コスモブレイン	690-0015	松江市上乃木7丁目9-16	高齢分野、社会的養護関係施設を除く
特定非営利活動法人 コミュニティ益田	699-3506	益田市西平原町552番地7	障がい分野、社会的養護関係施設を除く
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	141-0031	東京都品川区西五反田2-31-9 シーバード 五反田401	全分野
特定非営利活動法人 あいおらいと	689-0331	鳥取県鳥取市気高町浜村342番地	全分野

6. 入力シートを保存・届け出る

この章では入力済みの財務諸表等入力シートを本システムに保存し、保存した入力シートを所轄庁に届け出ることについて説明します。インターネットに接続された PC 端末上の Web ブラウザを用いて、本システムから財務諸表等入力シートの保存・届け出を行います。

また、入力シート以外に、以下の届出書類についても、本システムから保存・届け出を行います。届出書類の保存方法につきましては、117 ページ「6.2 届出書類【附属明細等届出書類】を保存する」、133 ページ「6.3 届出書類【定款等届出書類】を保存する」をご参照ください。

届出書類の保存、届出に係る詳細について以下に示します。

書類名	入力シートの届けに併せて届出必須	保存タイミング	届出	修正有無	国民公開対象
附属明細等 (附属明細・監事監査報告・事業計画書・事業報告書・役員名簿(届出用)等)	必須	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	—
注記	必須	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	対象
充実計画	必須ではない※1	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	対象
会計監査報告	必須ではない※2	入力シートが届出されるまで(届出後、修正不可)	入力シートの届出と同時に	届出後、修正不可	—
定款	入力シート届出時には必須ではない	随時保存化	アップロード時	随時修正可	対象
役員名簿(公表用)	必須	随時保存化	入力シートの届出と同時に	随時修正可	対象
報酬等の支給の基準	必須ではない	随時保存化	入力シートの届出と同時に	随時修正可	対象

※1 当年度の入力シートの充実残額が¥10,000 未満の場合、充実計画の有無をチェックし、添付されている場合は、届出不可とし、削除を促すメッセージを表示します。削除するまで届出はできません。

また、当年度の入力シートの充実残額が¥10,000 以上の場合、充実計画の有無をチェックし、添付されていない場合は、入力シートに警告文を追記しますが、届出は可能です。

※2 前年度決算において収益(最終会計年度に係る経常的な収益の額として法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計の項目に計上した額)が30億円より大きい、又は負債(最終会計年度に係る法人単位貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額)が60億円より大きい場合に、会計監査報告の有無をチェックします。例えば、2019年度入力シート登録時(2019年5月)の場合(2018年度の会計監査報告)、判定根拠とする年度は2017年度(2018年度に届出された入力シート)となります。

なお、会計監査報告が添付されていない場合、入力シートに警告文を追記しますが、届出は可能です。